

令和8年度

# 平戸市介護職員等家賃支援事業

平戸市における介護職の人材確保を促進するため、市内の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所または養護老人ホームを運営する事業所に正規職員として就職された方の家賃について補助金を交付します。

## 交付対象者

①市内に事業所を有する介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所または養護老人ホームを運営する事業所（市営を除く。）に、介護職、介護支援専門員、相談員(生活相談員・支援相談員)の**正規職員**として**令和8年4月1日以降**に雇用された者。（1人1回まで）※外国籍の方も対象

②市税などに滞納がない。

③平戸市の住民基本台帳に登録されている。

④平戸市内の民間の賃貸住宅を契約して居住し、職員本人が家賃を支払っている。

※事業所（法人含む。）の所有する住宅、職員の家族（一親等以内）の所有する住宅、公営の住宅については**対象外**

※家賃について、国・県・市の別の補助金等を受けている場合は**対象外**

※事業所が民間の賃貸住宅を借上げ、手当を差し引いた後の家賃を当該職員から徴収している場合は**対象**

※市内の別の介護サービス事業所等を退職して6ヶ月を経過せず再就職した場合は**対象外**

## 補助金額

家賃から住宅手当等を除いた額の**2分の1**

（上限 月15,000円。最長12ヶ月分）を交付します。

## 申請方法

平戸市介護職員等家賃支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、長寿介護課⑫番窓口、または各支所・出張所へご提出ください。

### ◆【添付書類】

- ・介護サービス事業所による雇用証明書（様式第2号）
- ・家賃が確認できる民間賃貸住宅の賃貸借契約書等の写し
- ・外国人介護職員の方は、在留カードの写しなど「在留資格の分かる書類」の写し

## 申請後の手続

補助決定（または不決定）通知（市から申請者へ通知します。下記様式もご案内します。）

↓

○前期分（4～9月）の実績報告兼請求書を10月15日までに提出してください。

○後期分（10～3月）の実績報告兼請求書を4月15日までに提出してください。

↓

補助金は、請求書をいただいた後、前期分、後期分を都度交付いたします。（注意：決定後、退職、または退職予定のほか、要件に該当しなくなった場合は交付決定を取り消します。）

問い合わせ先 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市長寿介護課（介護保険班）

TEL 0950-22-9134 e-mail kaigo@city.hirado.lg.jp

平戸市ホームページ 「平戸市 介護人材」（検索）